

令和8年度

学校教育指導計画

心豊かで、自ら学び、たくましく生きる
児童生徒の育成を目指して



佐野市教育委員会

目 次

学校教育推進の方向	1
令和8年度学校教育指導計画全体構想図	2
重点目標	3
1 豊かな人間性や社会性を育てる教育	〈豊かな心〉
2 主体性と創造性を育てる教育	〈確かな学力〉
3 たくましく生きるための体力と実践力を育てる教育	〈健やかな体〉
本年度の努力点	5
1 調和のとれた学校経営の推進	5
2 教職員の資質の向上	6
3 健康・体力の増進と安全教育の充実	7
4 学習指導の充実	9
5 道徳教育の充実	11
6 人権教育の推進	13
7 児童・生徒指導の充実	15
8 特別支援教育の充実	17
9 特別活動の充実	19
10 総合的な学習の時間の充実	20
11 キャリア教育・進路指導の充実	21
12 国際教育の充実	22
13 情報教育の充実	23
14 環境教育の充実	24
15 小中一貫教育の推進	25
事業内容	26
1 学校教育課の事業	26
2 佐野市教育センターの事業	27
3 主な会議・研修等	28

学校教育推進の方向

佐野市教育委員会は、教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、また、栃木県教育振興基本計画及び佐野市教育振興基本計画に示された将来像や基本目標等を踏まえ、人間尊重の教育を基盤に、「生きる力」を身に付けた次代を担う児童生徒の育成を目指して、学校教育の推進・充実を図ってきているところである。

本年度も

「心豊かで、自ら学び、たくましく生きる児童生徒」の育成を目指し、

重点目標として

- | | |
|---------------------------|---------|
| 1 豊かな人間性や社会性を育てる教育 | 〈豊かな心〉 |
| 2 主体性と創造性を育てる教育 | 〈確かな学力〉 |
| 3 たくましく生きるための体力と実践力を育てる教育 | 〈健やかな体〉 |

を掲げ、さらに 15 項目の努力点とその具体策を設定して、学校教育の推進の方向を示すこととした。

各学校においては、義務教育 9 年間を一体的に捉え、

○「豊かな心」の育成

- ・生命を尊重する心、他人を思いやる心や感動する心、公共の精神を重んじる心や規範意識などの豊かな人間性や社会性を育てる。
- ・我が国や郷土の伝統と文化を尊重する態度を育成する。
- ・他国を尊重し、国際社会の平和と発展及び環境の保全に貢献する態度を養う。

○「確かな学力」の定着

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に努める。
- ・課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- ・学習意欲の向上を図り、主体的に学習に取り組む態度を育成するとともに、学習習慣の確立を図る。

○「健やかな体」の育成

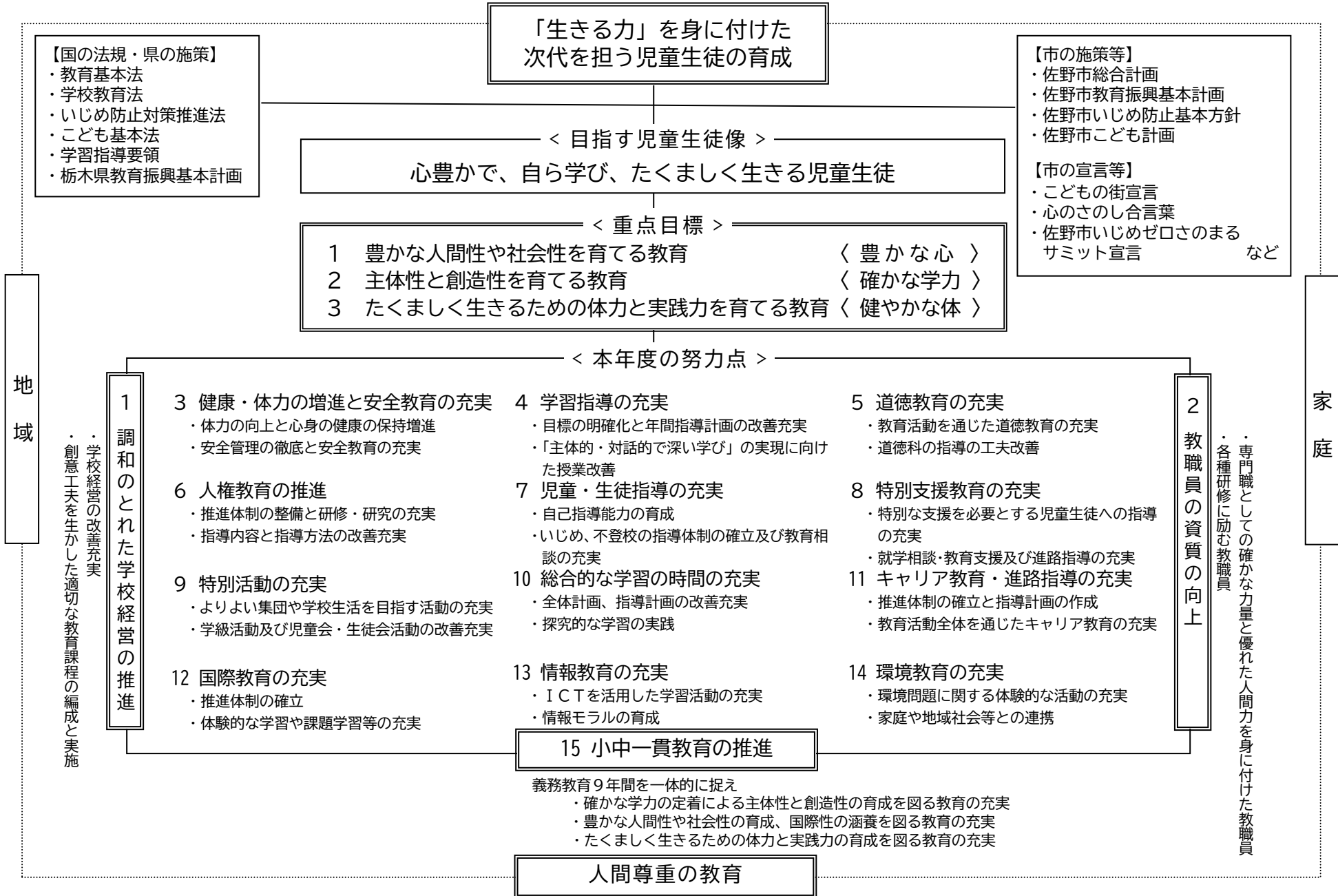
- ・たくましく生きるための体力の向上及び心身の健康の保持増進を図る。
- ・健康・安全で活力のある生活を送るために必要な基礎を育成する。
- ・生涯にわたって豊かなスポーツライフを実践しようとする態度を養う。

について特に考慮して、児童生徒に「生きる力」を確実に育むとともに、家庭や地域社会との連携及び協働により、創意工夫を生かした特色ある学校づくりの実現が図られるよう切に望むものである。

令和 8 年 4 月

佐野市教育委員会

令和8年度 学校教育指導計画 全体構想図



重点目標

- | | |
|---------------------------|---------|
| 1 豊かな人間性や社会性を育てる教育 | 〈豊かな心〉 |
| 2 主体性と創造性を育てる教育 | 〈確かな学力〉 |
| 3 たくましく生きるための体力と実践力を育てる教育 | 〈健やかな体〉 |

佐野市教育委員会は、基礎的・基本的な内容の確実な定着と個性を生かす教育を目指した質の高い学校教育を推進し、心身ともに健やかで、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動できる児童生徒を育成するために、上記の3つの重点目標について、それぞれの留意事項を示し、計画的・継続的にその達成に努める。

1 豊かな人間性や社会性を育てる教育

児童生徒を取り巻く様々な環境の変化によって、規範意識や対人関係能力の低下、自尊心の低さなど、児童生徒の心の成長に関する課題が見られるようになっている。また、いじめ等の問題行動や不登校児童生徒が増加しており、その対応が求められている。

学校教育においては、道徳教育を中心に教育活動全体を通じて、人間尊重の教育を推進し、豊かな人間性や社会性の育成に努めなければならない。特に、生命を尊重する心や他人を思いやる心、規範意識や公共の精神などの育成を重視し、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う必要がある。また、「心のさのし合言葉」「佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言」等を通じて、家庭や地域社会と連携を図りながら、心の教育の推進・充実に努めることが重要である。

その留意事項は次のとおりである。

- (1) 人権尊重・生命尊重の教育活動を積極的に推進する。
- (2) 人間尊重の精神を基盤に、同和問題をはじめとする様々な人権に関する課題を解決するために、人権教育の推進を図り、その実践に努める。
- (3) 教育活動全体を通じて、発達の段階等に応じた道徳教育の内容の体系化と指導の改善を図る。
- (4) 道徳科と特別活動等との関連を図るとともに、家庭との連携を密にし、日常生活における道徳的実践を促すよう努める。
- (5) 道徳性や情操を養う環境の充実に努める。
- (6) 職業や進路に関わる啓発的な体験的活動等を通して、自己の生き方についての考えを深め、望ましい職業観や勤労観の育成に努める。
- (7) 児童生徒一人一人と関わる時間を十分確保し、児童生徒の理解に努め、それぞれのよさや個性を伸ばす指導・支援に努める。
- (8) ルールの制定や見直し等の過程などに児童生徒自身が関与するような、意見表明の機会の確保に努め、自分たちで課題を解決する経験を積むことを通して、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性の高揚を図る。
- (9) 地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して、社会の一員としての自覚や連帯感、奉仕の精神、自然を愛する心などの育成に努める。
- (10) 我が国や郷土の伝統と文化及び自然を大切にする心情や態度を養う。
- (11) 国際社会を生きていく上で必要な資質や能力の育成に努める。

2 主体性と創造性を育てる教育

今日の社会では、児童生徒一人一人が、様々な社会的環境の変化に主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らのよさや可能性を発揮して豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となっていけるようにすることが求められている。

学校教育においては、社会の変化に主体的に向き合い、課題を解決できる児童生徒の育成を重視する必要がある。そのためには、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、問題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めなければならない。

その留意事項は次のとおりである。

- (1) 教育活動全体を通じて、主体的態度や創造性の育成を図る。
- (2) 教科等横断的な視点を取り入れた教育課程の編成を図り、学習の基盤となる資質・能力の育成に努める。
- (3) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図る。
- (4) 家庭との連携を図りながら、基本的な学習習慣の確立（家庭学習の定着を含む）と主体的・意欲的な学習態度の育成に努める。
- (5) 各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（「見方・考え方」）を育てる観点から、習得・活用・探究という学びの過程を重視した学習活動や言語活動の充実に努める。
- (6) 児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的かつ効果的に取り入れるように努める。
- (7) 分かる授業の実践に努め、補充的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の充実に努める。
- (8) 学習評価の充実に努め、指導の改善や学習意欲の向上を図る。
- (9) 創意工夫した言語環境を整えるとともに、読書活動の充実に努める。
- (10) 家庭や地域社会と連携しながら、体験活動の機会の確保や児童生徒の学習環境等の改善充実に努める。

3 たくましく生きるための体力と実践力を育てる教育

体力の向上と心身の健康の保持増進は、人間生活の基本として重要なことであるとともに、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力を支える基盤としても不可欠なものである。

学校教育においては、自己の確固たる信念に基づいた強い意志と実践力をもち、心身ともに健やかで行動力に満ちたたくましい児童生徒の育成が図られなければならない。そのためには、体育・健康・安全・食に関する指導が、児童生徒の発達の段階を考慮し、教育活動全体を通じて適切かつ意図的、計画的に行われなければならない。また、家庭や地域社会との連携を図り、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めなければならない。

その留意事項は次のとおりである。

- (1) 生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う。
- (2) 教育活動全体を通じて、体力の向上と心身の健康の保持増進を図り、家庭や地域社会との連携の下、心身ともに健康で安全な生活態度の育成に努める。
- (3) 現在及び将来の希望や目標をもって生きる意欲や態度の育成を図る。
- (4) 自発的な活動を促進し、強い意志に基づく実践力の育成を図る。
- (5) 保健管理・保健教育の充実に努める。
- (6) 児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の徹底を図り、安全教育の充実に努める。
- (7) 学校給食の安全・衛生管理の徹底を図るとともに、学校における食育の推進に努める。

本年度の努力点

1 調和のとれた学校経営の推進

心豊かで、自ら学び、たくましく生きる児童生徒の育成を図るためには、児童生徒や地域の実態を踏まえ、長期的展望をもって、創意工夫を生かした適切な教育課程を編成し、その計画的な実施に努める必要がある。その際、児童生徒に生きる力を育むことを目指し、豊かな心、確かな学力、健やかな体の育成に努めるなど、特色ある教育活動を展開しなければならない。また、地域とともにある学校づくりを一層推進するとともに、調和のとれた学校経営体制を確立し、適正な運営と活性化に努めなければならない。

(1) 学校経営の改善充実

- ア 特色ある充実した学校経営について研究し、組織・運営に改善を加え、その実践に努める。
- イ 学校や地域の実態を踏まえ、創意工夫を生かした教育計画（教育目標、経営方針（教職員の業務量管理・健康確保措置を含む）、努力点、具体策等）を設定し、その具現化に努める。
- ウ 地域とともにある学校づくりに向け、学校運営協議会で教育計画の承認を得るとともに、学校・家庭・地域社会との連携・協働による学校運営に努め、保護者や地域の人々に対して積極的に情報を提供する。
- エ 学年、学級、各教科等の経営計画（学年目標、学級目標、各教科等の目標、具体策等）を設定し、その具現化に努める。
- オ 教職員一人一人の個性を生かした合理的かつ適正な校務分掌を組織し、その職務を明確にするとともに、教職員間の協力体制を整え機能的な運営に努める。
- カ 教育活動をはじめとする学校運営について、自己評価や学校関係者評価を実施し、教育目標達成状況の客観的、具体的な評価を行うとともに、評価結果の公表の在り方についても工夫し、計画・実行・評価・改善（PDCAサイクル）を生かした学校運営に努める。
- キ 社会に開かれた教育課程の実現を目指すため、地域連携教員や地域コーディネーター等を中心として、家庭や地域社会との連携及び協働をより一層図る。
- ク 学校の施設・設備の点検や教材・教具の整備を図る。
- ケ 校務支援システムや学習支援アプリケーション等を利用し教育の情報化を促進することにより、校務の効率化と教育の質的向上を図る。
- コ 「小中一貫教育推進計画」及び各推進ブロックのグランドデザインに基づき、小中一貫教育を一層推進する。

(2) 創意工夫を生かした適切な教育課程の編成とその計画的な実施

- ア 学習指導要領に基づき、児童生徒、学校及び地域の実態と課題を踏まえ、教職員の創意工夫を加えて、2学期制のよさを生かした特色ある教育課程の編成に努める。
- イ 豊かな人間性や社会性、主体性と創造性、たくましく生きるための体力と実践力の育成を目指す教育課程の編成と、着実な実行・評価・改善に努める。
- ウ 基礎的・基本的な「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養を図るとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向け、教科等横断的な視点を取り入れ、創意工夫を生かした年間指導計画を作成する。
- エ 家庭や地域社会との連携及び協働を図りながら、地域の教育力を生かした教育活動を充実させるとともに、児童生徒の個性を生かす、特色ある教育活動の実践に努める。
- オ 教育課程の内容を十分把握し、量的にも質的にも適切に行われるように努める。
- カ 義務教育学校においては、義務教育9年間を見通した系統的かつ柔軟な教育課程の編成に努める。

2 教職員の資質の向上

学校教育の充実を図り、教育の成果を高めるためには、教職員が職務に対する使命感や誇り、強い情熱をもって絶えず研究と修養に励むことにより、専門職としての確かな力量や優れた人間力を身に付けることが大切である。また、いじめや不登校などの状況を踏まえ、教職員一人一人が児童生徒の心を理解し、その悩みを受け止め、適切に対応する資質を身に付けなければならない。

学校においては、適切な研究課題を設定し、研究の目的や方法を明確にするとともに、研究体制やその運営を工夫し、効果的な研究ができるように努める必要がある。また、様々な課題に対する研修が計画的に実施できるように配慮しなければならない。

(1) 自己研修の充実

- ア 学習指導の一層の充実を図るため、絶えず教材研究に努める。
- イ 個人研究や共同研究などに取り組み、積極的に各人の得意分野づくりと個性や専門性の伸長を図る。
- ウ 教育に関する様々な課題について、積極的に情報を収集すること、パワーアップ研修講座等の研修会に参加することなどを通して、自己研修に努める。
- エ 先輩教職員が培ってきた専門的な知識・技能や実践的指導力を伝え、学ぶことに努める。

(2) 校内研修の充実

- ア 学校の実態や学校評価に基づいた具体的な研究課題を設定し、研究体制を確立して自主的・組織的に研究を推進する。
- イ 計画・実行・評価・改善を踏まえた校内研修を推進する。
- ウ 学習指導要領に基づいて指導内容・方法と評価の研究を深める。
- エ 教科指導員をはじめ、外部講師による指導を積極的に取り入れて、専門性を高める研修に努める。
- オ 初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等の充実に努める。
- カ 広く豊かな教養、コミュニケーション能力等を高める研修に努める。
- キ 教職員の不祥事防止を徹底するための校内研修及び点検を実施し、服務規律の確保に努める。

(3) 研究・研修の奨励

- ア 研究学校等の機会を生かし、全教職員協力体制の下、研究の推進に努める。
- イ 先進的な取組をしている学校や地域での研修を通して、資質の向上を図る。
- ウ 教育課程研究集会に積極的に参加し、教育課程実施上の工夫改善に努める。
- エ 佐野市教育センター調査研究委員会等の研究成果の活用を図る。
- オ Plantの研修履歴を活用し、管理職は対話に基づいて受講を奨励し、教職員は自ら主体的な学びのマネジメントに努める。

(4) 研修会等への参加

- ア 専門研修や各教科等の研究会に積極的に参加し、指導内容・方法と評価の充実を図る。
- イ 主幹教諭・教務主任、学習指導主任、児童指導主任・生徒指導主事等の研修会に課題をもって臨み、研修の成果を十分生かすよう努める。
- ウ 人権教育研修会、人権教育主任会議、講演会等に参加し、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関わる差別意識の解消や、人権意識の高揚を図る。
- エ 学級経営研修会に積極的に参加し、学級担任としての資質や指導力の向上を図る。
- オ 教育の情報化に関する研修会等を通して、教育の情報化についての理解を深める。
- カ 教育相談に関する研修会等を通して、教育相談の知識、技能や態度の向上を図る。
- キ 特別支援教育に関する研修会等を通して、特別支援教育についての理解を深める。
- ク 英語授業研究会等に積極的に参加し、指導力の向上を図る。

3 健康・体力の増進と安全教育の充実

体育・健康に関する指導を、児童生徒の発達の段階を考慮して教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努める必要がある。

特に、体力の向上に関する指導、心身の健康の保持増進に関する指導、食育の推進が、各教科等の特質に応じて適切に行われるよう努めなければならない。

また、児童生徒を取り巻く生活環境は、安全性の確保にますます配慮しなければならない状況になってきている。学校においては、児童生徒や地域の実態を把握した上で、危機管理を十分に考慮した学校安全計画等を作成し、家庭・地域社会・関係機関と連携を図り、安全管理の徹底と安全教育の充実に努めなければならない。

(1) 体力づくりの推進と体育・スポーツ活動の充実

ア 新体力テスト等によって児童生徒の実態を把握し、教育活動全体を通じて、計画的、継続的な体力づくりに努め、運動の日常化を図る取組を工夫する。

イ 体育・保健体育の授業においては、心と体を一体として捉え、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう授業の充実を図る。

ウ 健康安全・体育的行事、クラブ活動、部活動等の指導を工夫する。

(2) 保健管理・保健教育の充実

ア 児童生徒及び地域の実態に応じた「学校保健計画」を作成し、組織的な活動が展開できるよう校内推進体制の充実を図る。

イ 健康診断の適正な実施と学校医や学校歯科医等、家庭との連携を図り、事後措置の徹底に努める。

ウ 環境衛生活動及び日常観察と点検活動の適切な実施、並びに事後措置の徹底に努める。

エ 近視、う歯の予防に努める。

オ 感染症に対する理解を深め、状況に応じて適切な感染症対策に努める。

カ 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）の情報収集及び伝達体制を整備するとともに、暑さ指数（WBGT）に基づいた各種活動の実施を適切に判断し、熱中症の防止に努める。また、登下校時を含め、児童生徒自らが体調管理等を行うことができるよう、発達の段階等を踏まえた適切な指導に努める。

キ 学級担任、保健主事、養護教諭等の連携を密にし、健康観察結果等の効果的な活用を図る。

ク 保健教育に関する資料を整備し、学級担任や養護教諭等による保健教育の充実を図る。

ケ 児童生徒の発達の段階に応じて、養護教諭等と連携を図り、ティーム・ティーチングによる指導を取り入れるなどの工夫をし、性に関する指導、エイズ及び性感染症の予防、喫煙・飲酒、薬物乱用防止、生活習慣病予防、がん教育等の指導の充実に努める。特に、薬物乱用防止については、学校薬剤師や専門家と連携するなど、より一層の指導の充実を図る。

コ 児童生徒が健康に関する課題に主体的かつ適切に対応できるように、家庭や地域社会との連携に努め、学校保健委員会のより一層の工夫改善を図る。

(3) 学校教育における食育の推進

ア 「食に関する指導全体計画」を作成し、教育活動全体を通して食に関する指導を推進する。

イ 栄養教諭、学校栄養職員等の専門性を生かすとともに、家庭や地域の人々との連携を図りながら、望ましい食習慣の育成に努め、食事を通して自ら健康管理ができるようにする。

ウ 給食活動や交流会食等を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成に努める。

エ 日常の安全・衛生管理、指導及び点検に努め、食中毒防止や食物アレルギー対応など給食の安全確保の徹底を図る。

オ 食育だより等を活用し、食育に対する保護者の理解を深めるための啓発に努める。

(4) 実践的・実効的な安全教育の推進

- ア 児童生徒や地域の実態に応じて、「学校安全計画」及び「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」を定期的に見直し、教職員の共通理解の下に危機管理体制の充実を図るとともに、教育活動全体を通して安全教育の充実を図る。
- イ 児童生徒の日常及び緊急時の安全確保や学校の安全管理に関わる点検を定期的を実施し、事後対応の徹底に努める。
- ウ 佐野市地域防災計画に基づき、学校の実態を踏まえた防災計画を作成し、様々な状況を想定した避難訓練や防災に関わる実践的活動等を実施する。その際には、具体的な避難場所や避難経路、児童生徒の引渡し等について教職員間の共通理解を図るとともに、家庭や地域社会、関係機関との連携・協働に努める。
- エ 令和元年東日本台風等の経験を生かし、地震や大雨、雷などの気象急変等による自然災害や様々な危機に際して、周りの状況に応じ、児童生徒が自ら適切に判断し、主体的に行動する態度の育成を図る。
- オ 家庭や地域社会、関係機関と連携を図りながら、誘拐及び性被害、野生動物との遭遇等防止のための指導を徹底する。
- カ 校外での学習、学級活動、学校行事及び日常の学校生活時間（休憩時間、清掃、放課後等）における安全指導を強化する。
- キ 体育、クラブ活動、実験・実習、部活動等の時間における事故防止の徹底を図る。
- ク 心肺蘇生法等の応急手当についての校内研修を実施するなど、緊急時の対応について教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒の発達の段階に応じて、AED（自動体外式除細動器）の設置場所の周知や応急手当の方法等について指導の充実を図る。

(5) 交通安全指導の徹底

- ア 場に応じ、主体的に安全な行動がとれるよう、交通安全指導の目標、月ごとの重点、学年ごとの指導時間や指導内容等を見直し、実践的訓練を重視して、指導の徹底を図る。
- イ 自転車の安全な乗り方や飛び出し防止、運転者の責任等について指導の徹底をより一層図る。
- ウ 交通安全指導に関する教材の効果的な活用を図る。
- エ P T Aや関係機関と協力して通学路の道路状況、危険箇所の点検及び確認を行い、安全指導の徹底を図る。

4 学習指導の充実

確かな学力を育成するためには、①基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させること、②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むこと、③主体的に学習に取り組む態度を養うことが重要である。

そのためには、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、児童生徒の実態を把握し、各教科等の目標や育てたい資質・能力を設定し、教職員の創意工夫を生かして年間指導計画を改善充実する必要がある。さらに、目標達成に迫る学習過程の検討、指導に生きる評価の研究等の創意工夫と改善に努め、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る必要がある。

(1) 目標の明確化と指導内容の吟味

- ア 学習指導要領に基づき、児童生徒の実態を踏まえて、指導内容の分析、研究を十分に行い、各教科等で求められる資質・能力の育成に努める。
- イ 各教科等の指導を通して、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に努める。
- ウ 形成的評価による児童生徒の習熟度の把握、各種検査及び調査等の総合的な活用などの工夫により児童生徒に関わる実態を明らかにする。
- エ 幼稚園・保育園等と小学校及び義務教育学校（前期課程）間、小学校と中学校間、中学校及び義務教育学校（後期課程）と高等学校間、それぞれの指導内容の関連を図った指導の充実に努める。

(2) 年間指導計画の改善充実

- ア 児童生徒や学校の実態等を踏まえ、教職員の創意工夫により教科等横断的な視点を取り入れながら、学習指導要領の内容を年間指導計画に適切に位置付ける。
- イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、学びの連続性を意識した系統的、段階的な指導ができるよう創意工夫に努める。
- ウ 指導内容については、まとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、効果的な指導ができるように努める。
- エ 学習指導要領の内容等を確実に指導した上で、学校において特に必要がある場合には、児童生徒の学習状況などの実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することにも配慮する。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ア 教科、単元や題材、単位時間ごとのねらいを明確にし、教材研究を十分に行い、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点で、授業改善に努める。
- イ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中に、児童生徒自らが学習の見通しを立てたり振り返ったりする場面、グループなどで対話をする場面、また教師の指導場面と児童生徒の活動場面等を計画的かつ効果的に設定するよう努める。
- ウ 各教科等の授業では、毎時間の「学習のめあて」を明確に示すとともに、「達成状況の振り返り」を行うことで、学習意欲の向上や主体的に学習に取り組む態度の育成を図る。
- エ 児童生徒が学習の過程で各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせるように、指導の工夫に努める。
- オ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視する。
- カ ICTの効果的な活用等を通して、児童生徒にとって「個別最適な学び」^{*1}と「協働的な学び」^{*2}が一体的に充実するように努める。

*1 「個別最適な学び」とは、「指導の個別化」と「学習の個性化」を図ることで実現される学び。

*2 「協働的な学び」とは、課題解決のために一人一人のよい点や可能性を生かし、多様な他者と協働する中で実現される学び。
(令和3年中央教育審議会答申 『令和の日本型学校教育』の構築を目指して) 参照)

(4) 学習指導の充実

- ア 各教科等の特質に応じた言語活動の充実を図る。
- イ 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や問題解決的な学習の工夫改善に努める。
- ウ 体験活動等から得られた種々の情報を活用する能力の育成を図る。
- エ 授業研究を計画的に実施し、「学習のねらい」が達成できる学習指導の質的改善を図る。
- オ 児童生徒一人一人の特性や学校・学級の実態を踏まえ、全ての児童生徒が安心して学べる指導体制や指導方法の工夫改善に努める。
- カ 学習指導に関する文献、研究学校や市調査研究委員会の研究成果、全国学力・学習状況調査やC B Tとちまるチェック、市教育センターが行っている各種調査の分析結果等を生かし、指導方法の工夫改善を図る。
- キ 保護者会等の機会を利用して、家庭学習の意義や方法を伝えるなど保護者啓発を図り、家庭との連携を深めながら、児童生徒の学習習慣の確立に努める。

(5) 学習評価の工夫改善

- ア 学習指導要領に示す目標に準拠した評価に当たっては、その意義を踏まえ、評価規準や評価方法について評価者の共通理解を図り、妥当性、信頼性をもった適切な実施に努める。
- イ 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して評価場面を適切に位置付けた評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図るなど、学習評価が児童生徒の学習改善や教師の指導改善につながるよう努める。
- ウ 「主体的に学習に取り組む態度」については、「知識及び技能」を獲得したり、「思考力、判断力、表現力等」を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、自らの学習を調整しようとする側面という2つの側面を評価することに留意する。
- エ 観点別学習状況の評価を評定に総括する具体的な方法については、各教科の特性や観点の趣旨等を踏まえ、各学校で研究と工夫をしながら、適切な実施に努める。

(6) 外国語活動・外国語の指導の充実

- ア 児童生徒の外国語に対する興味・関心を高め、学習意欲の高揚や、コミュニケーション能力を育成するために、発達の段階を踏まえた指導内容と小中学校の接続の在り方を研究し、指導の質的な向上を図る。また、適切な評価の在り方についての研究に努める。
- イ 小学校及び義務教育学校（前期課程）では、「聞くこと」、「話すこと」、高学年では「読むこと」、「書くこと」を加えた言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地や基礎となる資質・能力の育成に努める。また、音声、文字、表現等の指導についての研究に努める。
- ウ 中学校及び義務教育学校（後期課程）では、5領域を統合的に育成するために、「言語の使用場面」の設定を工夫し、考えや気持ちを伝え合う言語活動の充実に努める。

(7) 資料・教育機器の活用

- ア I C Tや各種教育機器の特性を生かし、効果的な活用を図る。
- イ 視聴覚教材をはじめ、様々な教材・教具の精選と開発に努め、指導の効果を高めるよう工夫する。
- ウ 1人1台端末を、学びを深めるための日常的な道具として活用するよう努める。

(8) 効果的な学習環境の構成

- ア 教師と児童生徒の好ましい人間関係の育成に努めるなど、児童生徒が学習しやすい環境をつくる。
- イ 学校支援ボランティア等の地域人材の活用など、学習に合った地域の教育力を生かす工夫に努める。
- ウ 学習にふさわしい教室、廊下等の環境構成の在り方を工夫する。
- エ 特別教室、多目的スペース、資料室、教材園等の整備充実を図り、体験的な学習の場として、その積極的な活用に努める。
- オ 学校図書館司書教諭等を中心とした校内の協力体制の下に、学校図書館の機能を計画的に利用し、主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実に努める。

5 道徳教育の充実

道徳教育は、人格形成の基本に深く関わるものである。現在、深刻ないじめの問題や基本的なモラルの低下など、児童生徒の道徳性に関わる問題が指摘されており、豊かな心や人間としての望ましい生き方、集団社会における倫理観や規範意識、未来を切り拓く主体性等を育成する道徳教育の充実に努めていかなければならない。

そのためには、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を基盤とし、道徳科を要として、学校の教育活動全体を通じて創意工夫を生かした指導を適切に行い、道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度などの道徳性を育成することが必要である。また、家庭や地域社会と連携し、豊かな体験活動の充実に努めるとともに、地域人材や地域教材を積極的に活用し、道徳教育の推進に努めなければならない。

(1) 指導体制の整備と教育活動全体を通じた道徳教育の充実

- ア 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心とし、全教職員が協力し道徳教育を推進する。
- イ 児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえて道徳教育の重点目標を明確にし、道徳教育の全体計画及び別葉、道徳科の年間指導計画の整備充実に努める。
- ウ 今日課題に対応するために、自立心や自律性、生命や人権を尊重する心、思いやりの心、集団生活の中での規範意識等の育成を特に考慮し、指導の重点化を図る。
- エ 道徳科と各教科等における道徳教育との関連を明確にした計画的な実践に努める。
- オ 集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等の豊かな体験活動や日常生活における実践活動の充実に努め、それらの活動を生かした指導の工夫に努める。
- カ 教育活動全体の中で、児童生徒一人一人の個性を生かすことのできる活躍の場を設けるとともに、互いに認め合い、支え合う好ましい人間関係の醸成に努める。
- キ 児童生徒一人一人が直面する課題や悩みに前向きに取り組み、未来に夢や希望をもって自らの人生や新しい社会を切り拓く実践的な力の育成を図る。
- ク 深く心に残る読書の経験を通して、豊かな情緒や繊細な感性の育成に努める。

(2) 道徳科の指導の工夫改善

- ア 道徳科の授業においては、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を養うよう指導の充実に努める。
- イ 自立心や自律性、生命を尊重する心、思いやりの心、公德心、正義感、強い意志と実践力、集団の一員としての責任感等を育成するために、児童生徒の実態を十分に把握し、発達の段階や特性等を踏まえ、内容項目の重点化を図り、年間指導計画に基づいた計画的、発展的な指導に努める。
- ウ いじめの問題や情報モラル、環境問題等の現代的な課題について、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるように努める。
- エ ねらいとする道徳的価値に関わる適切な教材の選択、分析に努め、道徳的価値と本時のねらい、指導過程の一貫性を図る。
- オ 発問や板書等を工夫することにより、児童生徒一人一人の考え方を引き出し、内面的な自覚を促す。
- カ 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習などを効果的に取り入れる。
- キ 教科用図書を主たる教材とし、地域教材をはじめとする様々な教材の精選と開発に努める。
- ク 児童生徒の具体的な取組状況や道徳性に係る成長の様子を評価し、日常の指導や個別指導、指導方法の改善に生かすよう努める。
- ケ 個々の内容項目ごとではなく、学期や学年など一定のまとまりの中で、一人一人がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励まし、成長を促すような評価に努める。
- コ 学校全体としての組織的・計画的な取組を推進し、学習評価の妥当性、信頼性を高めるよう努める。

(3) 学級や学校の学習環境の整備

- ア 児童生徒一人一人が、自分の考えや感じたことを安心して発言できる学級の雰囲気づくりに努める。
- イ 教職員自らが生き方の中に常に真理を求め、よりよく生きようとする姿勢をもち、児童生徒と共に考え、悩み、感動を共有できる人間味あふれる教職員を目指して努力する。
- ウ 異年齢集団による交流、幼児・高齢者・障がいのある人々等との交流や対話、動植物の飼育・栽培等の体験活動を通して、生命の尊さや思いやりの心などを児童生徒の発達段階に応じて育成する。
- エ 豊かな心を育てる潤いと安らぎのある教室や校舎・校庭等の環境整備に努める。

(4) 家庭や地域社会との連携

- ア 地域の行事やボランティア活動等の豊かな体験活動を通して、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成に努める。
- イ 家庭や地域における体験活動等を生かした授業、家庭や地域の人々、各分野の専門家等を招いて進める授業など工夫し、道徳科における指導の充実に努める。
- ウ 「心のさのし合言葉」や「礼儀・作法読本」等の活用を図り、家庭や地域社会と学校が共通の基盤に立って、日常生活における道徳的実践の指導を進める。
- エ 学校通信や学年通信、道徳科の授業公開等により、道徳教育について家庭や地域社会との共通理解を図る。
- オ 地域社会との連携を図り、児童生徒の社会参画への意識の高揚を図る。

6 人権教育の推進

同和問題をはじめ女性、子どもなど様々な人権に関わる問題が存在している。それらを解決するためには、人々の間に根強く存在する差別意識や偏見を取り除き、一人一人の人権を尊重した民主的な人間関係を確立することが大切であり、そのために果たす教育の役割は極めて大きい。各学校においては、全教職員で教育活動全体を通じて、①人権が尊重された雰囲気や環境をつくること、②豊かな人間性を育てること、③人権意識を高めること、という3つの内容に取り組み、人権尊重の精神の涵養^{※1}を図っていかなければならない。

そのためには、栃木県人権教育基本方針、佐野市人権教育基本方針等に基づき、同和教育の成果を踏まえ、人権教育推進の方針や体制の確立を図るとともに、各学校の実態に即した人権教育計画を整備し、全教職員の共通理解の下に、人権教育を積極的に推進する必要がある。

(1) 人権教育推進体制の整備充実

- ア 人権教育主任会議や学校人権教育研究会を通して、人権教育の推進について協議し、全学的に研究を推進する。
- イ 各学校においては、学校の実態や同和教育の成果を踏まえて、人権尊重の精神を涵養するという観点から人権教育計画を整備するとともに、人権教育主任を中核とした人権教育推進体制を確立する。
- ウ 全教職員が共通理解の下に、広く人権の視点から教育活動全体を見直し、組織的、計画的に人権教育を推進する。
- エ 校種間の連携を図り、児童生徒の発達の段階に即し、社会生活を営む上で必要な人権に関する知識・技能・態度などを身に付けられるよう、一貫した人権教育を推進する。
- オ 生涯学習の観点に立ち、学校教育、社会教育及び家庭教育の相互の連携を図りながら、人権教育を積極的に推進する。

(2) 研修・研究体制の充実促進

- ア 人権教育研修会等の各種研修会に課題意識をもって参加し、同和問題をはじめ様々な人権に関わる問題の解決に果たす教職員の役割の重要性についての認識を深める。
- イ 各学校においては、教職員一人一人が同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、インターネットによる人権侵害、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関わる人権問題など様々な人権に関わる問題を自らの課題として受け止め、その解決に向けた教育に積極的に取り組めるよう、校内研修の工夫改善に努める。
- ウ 計画的な現職教育を通して、事例研究や授業研究に努め、教師自身の人権意識を高めるなど、資質・能力の向上を図る。
- エ 広く人権の視点から各学校における人権教育の課題を明らかにして研究課題を設定し、課題解決のための具体的な実践に努める。
- オ 各学校における人権教育の全体計画、各教科等の年間指導計画を人権の視点から点検・評価し、組織的、計画的な実践研究に努める。

(3) 指導内容と指導方法の改善充実

- ア 児童生徒の発達の段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、人権尊重の理念^{※2}について理解を促すように努める。
- イ 人権が尊重された雰囲気や環境の中で学習ができるように、人権に配慮した言語環境・学習環境・教室環境づくりに努める。

- ウ 日常指導の充実を図り、教師と児童生徒及び児童生徒同士が互いに信頼し合う人間性豊かな集団づくりに努める。
- エ 児童生徒一人一人の人権を尊重し、個に応じたきめ細かな学習指導の充実及び学習環境の整備に努める。
- オ 「人権に配慮した授業」を実践するために、「育てたい資質・能力」を基に「人権教育との関連、人権教育の視点、人権教育上の配慮、生かしたい児童生徒」を適切に位置付け、児童生徒の発達の段階に即した指導内容や指導方法の改善充実に努める。
- カ 同和問題をはじめとする人権についての学習は人間の生き方について学ぶ場であるという認識に立ち、差別に屈せず力強く生きた人々への共感的理解を深め、明るい展望がもてるような教材や指導方法の研究を推進する。
- キ 人権に関する学習を進めるに当たっては、指導資料を活用したり、知識伝達型の学習に加えて、児童生徒が主体的・意欲的に学習するために参加体験型の手法を取り入れたりするなど、内容・方法の改善充実に努める。
- ク ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動、高齢者や障がい者等との交流活動などの体験の機会を充実し、豊かな人間性を育てるとともに、人権感覚を磨き、実践的な人権意識を高められるように努める。
- ケ 研究指定校の研究成果を十分に踏まえ、児童生徒や学校の実態、地域の実情に応じた人権教育を推進する。

(4) 児童生徒の実態及び地域の実情に即した実践

- ア 日常指導として、教育相談等の充実に努め、児童生徒の側に立ち一人一人を理解し、自尊感情を高め、認め伸ばす教育を推進する。
- イ 各教科等における学習や体験活動等を通して、人権に関わる身の回りの様子や課題などについて考え、同和問題をはじめとする様々な差別やいじめなどの人権問題を主体的に解決しようとする意欲と実践力の育成に努める。
- ウ 児童生徒との信頼関係の下に、同和問題をはじめ、いじめや虐待など様々な人権問題に悩む児童生徒の把握に努め、児童生徒が主体的に生きる力を育てる適切な指導・援助を行う。
- エ 保護者との信頼関係を築き、教育相談、集会所子ども学習会等の機会を通して、保護者の学校教育に対する考えや人権教育についての意見等を聞くとともに、様々な人権問題に悩む保護者の実態を把握し、地域の実情を踏まえた実践に努める。

(5) 保護者に対する啓発活動の充実促進

- ア 社会教育との連携を図り、同和問題をはじめとする様々な差別やいじめなどの人権問題に対する保護者の考えや意見を聞き取ることに努める。
- イ 学校で推進する人権教育の学習効果が高まるように、教育相談、授業参観、保護者会、ホームページや広報紙等のあらゆる機会を十分に生かして、適切な啓発活動に努める。

※1 「人権尊重の精神の涵養」とは、一人一人がその発達の段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを着実に身に付けていくこと。

※2 「人権尊重の理念」とは、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること。

(『人権教育推進の手引』栃木県教育委員会から抜粋)

7 児童・生徒指導の充実

児童生徒一人一人の個性、能力、適性等を最大限に発揮し、望ましい自己実現が図れるようにするとともに、規範意識を育むなど社会的資質や行動力を高めるような指導・援助が求められている。

そのためには、児童生徒一人一人の自己指導能力の育成を目指し、学校全体の指導体制を確立するとともに、生命尊重、人権尊重の精神を基盤とした学級経営や教育相談活動等の充実を図る必要がある。その際、自己指導能力の獲得を支える4つの留意点（①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定の場の提供、④安全・安心な風土の醸成）を踏まえた教育活動の充実に努めなければならない。

特に、いじめ、不登校については、未然防止、早期発見、早期対応等に努めることが大切である。

(1) 児童・生徒指導体制の確立

- ア 校長や教頭の指導の下、児童指導主任・生徒指導主事を中核とした指導体制を確立し、全教職員が普段から共通理解を図り、組織的・有機的な指導を強化する。
- イ 年間指導計画を児童生徒の実態に応じて作成し、指導の充実を図る。
- ウ 家庭や地域社会、関係機関との連携を一層密にして指導に当たる。
- エ 学級担任、教科担任及び児童指導主任・生徒指導主事、養護教諭、部活動の顧問などによる児童・生徒指導上の役割を明確にするるとともに、全教職員の共通理解を図り、連携を密にして指導に当たる。
- オ 校則や学校のきまり等については、児童生徒の実態、保護者の考え、学校や地域の実態、時代の進展等を踏まえ、「児童の権利に関する条約」の視点に立って児童生徒の意見を考慮し、適切な見直しをする。
- カ 幼稚園・保育園等と小学校及び義務教育学校（前期課程）間、小学校と中学校及び義務教育学校（後期課程）間、中学校及び義務教育学校（後期課程）と高等学校間、また同校種間の積極的な連携に努める。さらに、公私教育連絡協議会を通して効果的な指導の推進を図る。
- キ 児童生徒の抱える様々な悩みや問題行動等の解決に向けて支援を必要とする場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を密にしながら、個々に応じた支援体制を構築する。

(2) 児童・生徒指導の研修の推進

- ア 専門的指導者等の学校訪問の中で、児童・生徒指導に関する研修をする。
- イ 児童指導主任・生徒指導主事等を対象とした研修会に、各学校の課題を明確にして主体的に参加する。
- ウ 児童生徒理解や教育相談に関する研修の成果を全教職員が共有するとともに、校内事例研究の充実を図る。
- エ 各種の指導資料を活用し、先進校の研究成果を積極的に取り入れ、学校や地域の実態を把握して効果的な指導の実践に努める。

(3) 学級経営を基盤とした児童・生徒指導の充実

- ア 自己指導能力の育成を目指すという児童・生徒指導の意義を明確にし、日頃から学級経営の充実に努め、全教育活動における児童・生徒指導の充実強化を図る。
- イ 学習のきまりを明確にするるとともに、互いの考えを尊重しながら学び合う活動や充実感、成就感を味わえる活動などを通して、学びに向かう集団づくりに努める。
- ウ 児童生徒一人一人を客観的かつ多面的・総合的に理解するための手立てを工夫するとともに、資料収集とその活用を促進する。その際、児童生徒のよさを認め、尊重し、自尊感情を高めるような指導に努める。

- エ 規範意識や基本的な生活習慣を身に付けさせるなど、発達段階における課題（発達課題）を明確にした指導に努める。
- オ 発達段階に応じた生命尊重の指導及び性に関する指導を計画的に推進する。
- カ 各学校が創意工夫を生かし、「いきいき栃木っ子3あい運動」を組織的、計画的に推進する。

(4) いじめ問題への積極的な取組

- ア 「佐野市いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた指導体制の一層の強化を図る。
- イ 道徳科、特別活動との関連を図るとともに、「佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言」「宣誓『STOP THE いじめ』」等の活用を通して、児童生徒が主体となったいじめの未然防止の取組に努める。
- ウ いじめは絶対に許さないという強い認識の下、いじめの未然防止に努めるとともに、アンケート調査や個別面談等を実施して、いじめの兆候を見逃さず、いじめられている児童生徒の立場に立って、早期に対応し、その解消に当たる。また、必要に応じて関係機関等との連携を図る。

(5) 不登校児童生徒への支援の充実

- ア 不登校の予防、早期発見、早期対応等について全教職員の共通理解を図り、組織的、継続的な支援の充実に努める。
- イ 不登校児童生徒及び保護者に対し、個々の状況に応じた柔軟な指導体制を工夫し、不登校解消及び社会的自立に向けた段階的な支援の充実に努める。特に、学校内外の専門機関で相談・指導等を受けていない児童生徒については、必要な支援につなげるよう努める。
- ウ 不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、校内教育支援センターの活用や、「みんなのまなびば」（不登校児童生徒支援教室）との連携、ICTを活用した学習支援等、多様な教育機会を確保することに努める。

(6) 個別の課題に対する的確な対応

- ア 児童生徒のSNS等のインターネット利用に関わる問題の現状把握に努め、保護者と連携して情報モラル育成に向けた適切な指導を行う。
- イ 喫煙・飲酒・薬物乱用等の深刻な問題について、実態の把握と解決のための指導の充実に努める。
- ウ 不審者による誘拐などの事件・事故等、様々な危機を回避する判断力や実践力を育成する指導の充実に努める。
- エ 自殺予防教育を推進するとともに、自殺の予防のための教育相談体制の構築を図る。
- オ 学校は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見、早期対応に努める。
- カ 日頃から児童生徒理解に努めるとともに、保護者に児童生徒の性格や発達段階に応じた指導への理解を求めることで、家出の防止に努める。

(7) 教育相談等の充実

- ア 全ての教師が教育相談に関する研修を積み、教育相談の知識、技能や態度の向上を図り、心の通い合う温かい人間関係づくりに努める。
- イ 全校体制で教育相談を計画的、継続的に実施し、相談活動の充実に努める。
- ウ 児童生徒の悩みを早期に発見し、背景を踏まえた適切な支援を行う。
- エ 佐野市教育センター（相談員、スクーリングサポーター、スクールソーシャルワーカー）や「みんなのまなびば」（不登校児童生徒支援教室）等、関係機関との連携に努め、児童生徒一人一人の抱える様々な悩みに応じた教育相談体制の充実に努める。

8 特別支援教育の充実

特別支援教育は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

そのためには、特別支援学級や通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の実態を把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなど適切な指導及び必要な支援を行うことが大切である。また、教職員が特別支援教育についての理解を深め、学校全体で取り組む体制を構築し、支援の改善充実に努めることが重要である。

(1) 通常の学級における指導の充実

- ア 児童生徒一人一人の実態についての的確な把握に努め、担任を中心に分かる授業の展開と児童生徒が存在感や有用感を味わえるような学級経営に努める。
- イ 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会で指導内容や指導方法等について検討したり、保護者や関係機関と連携・協力したりするなど、校内支援体制の充実に努める。
- ウ 目標を焦点化し、児童生徒の得意なところを生かした手立てを盛り込んだ個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、一定期間指導した後、定期的に評価して目標や手立ての改善に努める。
- エ 佐野市教育センター等における巡回相談を通して、特別支援学校等の助言や援助を活用して教育内容の充実に努める。

(2) 特別支援学級における指導及び通級による指導における指導の改善充実

- ア 適切な教育課程を編成して、将来、社会に積極的に参加できるよう、自立や社会参加するための基礎を培う指導の充実に努める。
- イ 就学前から学校卒業後までの一貫したきめ細かな支援を継続して行うため、教職員間や保護者、関係機関等との連携を密にし、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成して、一人一人の実態に応じた指導・評価を行う。
- ウ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、障がいによる学習上、又は生活上の困難を克服し自立を図るため、自立活動を取り入れて編成する。
- エ 知的障がいの特別支援学級においては、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習等の領域・教科を合わせた指導を行う場合、その特性を踏まえ、実際的な経験を通して自立に必要な指導の改善充実に努める。
- オ 自閉症・情緒障がい、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱の特別支援学級においては、児童生徒の実態を的確に把握し、自立活動の指導の充実に努める。
- カ 障害者基本法の趣旨等を踏まえて、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習の機会を設ける。また、交流及び共同学習の実施に当たっては、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努め、在籍する児童生徒の実態等を十分配慮する。
- キ 通級による指導においては、担任や保護者との連携を図りながら、自立活動の内容を参考とし、生活や学習上の困難を改善又は克服するための指導の充実に努める。
- ク 教員の相互研修や教材・教具の作成などに当たっては、特別支援学校との連携を図り、その専門性を活用する。
- ケ 佐野市教育センター等における教育相談活動を生かして、教育内容の充実に努める。

(3) 学校間の連携の推進

- ア 小学校及び義務教育学校（前期課程）においては、幼稚園・保育園等から支援内容や方法を引き継ぎ、指導に生かすとともに、さらに個別の教育支援計画や個別の指導計画を基に継続的な支援が行えるように中学校及び義務教育学校（後期課程）との連携を図る。
- イ 中学校及び義務教育学校（後期課程）においては、小学校及び義務教育学校（前期課程）からの支援内容や方法を指導に生かすとともに、さらに個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて進学先の高等学校等に引き継ぐなど連携を図る。
- ウ 学校間の連携に際しては、「入学支援シート」や「小中連携支援シート」等を積極的に活用する。

(4) 特別支援教育に対する理解の促進及び地域社会への啓発

- ア 研修等に参加し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の理解の促進に努めるとともに、保護者の期待に応えられるよう専門性の向上に努める。
- イ 関係機関との連携を図りながら意図的、計画的に研修会を開き、ASD（自閉スペクトラム症）、LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動性障がい）等も含め、特別支援学級や通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の理解や指導・支援について、全教職員の共通理解を深める。
- ウ 家庭や地域社会への啓発を図り、特別支援教育について正しい理解と認識を深める。
- エ 障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、一人一人の教育的ニーズ等に応じた合理的配慮（基礎的環境整備を含む）のもとで、できるだけ同じ場で共に学ぶことができるようなインクルーシブ教育システム構築に関する理解の促進に努める。

(5) 就学相談・就学における教育支援及び進路指導の充実

- ア 障がいの種類や程度に応じて適切な教育が行えるよう、児童生徒の視点に立った就学相談を行うとともに、市教育支援委員会及び幼稚園・保育園等との連携を図りながら適正な就学における教育支援を行う。
- イ 特別支援学級設置の有無にかかわらず、校内教育支援委員会を設置し、市教育支援委員会や佐野市教育センター等との連携を密にして、保護者の心情に配慮しながら、継続的に就学相談・就学における教育支援及び進路指導の充実に努める。

9 特別活動の充実

児童生徒の主体性と社会性の育成は、今日的課題である。その解決のためには、様々な構成の集団から学校生活を捉え課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して行われる特別活動の果たす役割は極めて大きい。

そこで、学級や学校生活への適応や、好ましい人間関係づくりの基盤になる特別活動の各内容を充実させる必要があり、指導に当たっては、活動の過程を重視するとともに、①人間関係形成、②社会参画、③自己実現という3つの視点を相互に関連させた資質・能力の育成に努めなければならない。

(1) 全体の指導計画の改善と指導の充実

- ア 学習指導要領の趣旨に基づき、学校や地域の実態、児童生徒の発達段階や特性を考慮し、各学校の創意工夫を生かした全体計画や各活動・学校行事の年間計画を作成し、その適正な実践に努める。
- イ 望ましい指導体制と役割分担を明確にした全教職員の協力体制を確立する。
- ウ 特別活動の特質と他の教育活動との関連を明確にし、特別活動の各活動・学校行事の指導の充実に努める。
- エ 特別活動全体に係る評価の観点を設定し、各活動・学校行事においても、評価規準や方法を明確にする。また、評価に際しては、児童生徒一人一人のよさや可能性を多面的・総合的に評価し、指導に生かすよう留意する。
- オ 学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などの指導に当たっては、計画的・組織的にガイダンスとカウンセリングの充実に努める。
- カ 望ましい勤労観や職業観、社会奉仕の精神を養う体験が得られるよう配慮する。
- キ よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめる話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などの充実を図る。
- ク 学校や地域の特色を生かし、家庭や地域社会との連携を図りながら体験を重視した活動計画を立て、その実践に努める。

(2) 学級活動の充実

- ア 学級活動の特質を踏まえ、学級、学校及び児童生徒の実態、学級集団育成上の課題や発達の課題に応じて、指導の重点化を図る。特に中学校入学時には、小学校との接続に配慮する。
- イ 学級活動の一連の指導過程（つかむ、さぐる、見付ける、決める、実行する）を重視し、自主的、実践的な活動の充実に努める。特に話し合い活動を通して、合意形成を図ったり、意思決定したりする活動の充実に努める。
- ウ 教育相談や日常の指導等との関連を考慮した効果的な指導の実践に努める。
- エ 養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等との連携を工夫し、指導の充実に努める。
- オ 「キャリア・パスポート」等を活用しながら、小学校、中学校及び義務教育学校から高等学校へのつながりを意識した児童生徒一人一人のキャリア教育の充実を図る。

(3) 児童会・生徒会活動の充実

- ア 児童生徒が活動の意義と役割を自覚し、積極的に参加するための活動時間の確保を図りながら、自発的、自治的な活動が継続的に展開できるよう指導・援助に努める。
- イ 校内の活動のみでなく、地域社会との連携を深めて校外での活動への広がりを図る。

(4) クラブ活動の充実

- ア 児童や学校の実態に応じ、自発的、自治的な活動を促す活動の場と時間の設定を工夫する。

(5) 学校行事の改善充実

- ア 学校行事の企画運営に当たっては、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒の自主的、実践的な活動の場を設定する。
- イ 学校行事の質的改善を図り、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選しながら、効果的な運営に努める。
- ウ 児童生徒の多様な体験的な活動を通して、教職員と児童生徒及び児童生徒相互の人間的な触れ合いを重視した実践に努める。
- エ 実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障がいのある人々等との触れ合い、自然体験や社会体験などを充実するよう工夫する。

10 総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間では、①探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。②実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。③探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養うという、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指さなければならない。

そのためには、この内容を十分に踏まえ、各学校で定めた目標や全体計画を見直すとともに指導計画を改善充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、探究的な学習の過程をより一層質的に高めていく必要がある。さらに、学習活動のそれぞれの段階における効果的な支援や評価の在り方、教職員の指導体制の確立、学習活動を支える人的・物的環境整備の在り方等に関して創意工夫と改善に努め、この時間の趣旨とねらいの具現化を図らなければならない。

(1) 全体計画と指導計画の改善充実

- ア 各学校の教育目標や児童生徒の実態等を踏まえ、各学校が総合的な学習の時間で目指す児童生徒像や、育成すべき資質・能力の明確化を図る。
- イ 目標、内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価計画などを概括的・構造的に示した総合的な学習の時間の全体計画を作成するように努める。
- ウ 内容については、「目標を実現するにふさわしい探究課題」及び「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」を示すようにする。
- エ 探究課題については、国際理解、情報、環境、福祉・健康などのSDGsに関わる現代的な諸課題、地域や学校の特色に応じた課題など、その課題を学ぶことにより、自己の生き方を考えていくことに結び付いていくような課題を設定するように努める。
- オ 各学年相互間や、小学校・中学校間の関連を図り、系統的・発展的な学習活動の実施と指導に努める。
- カ 総合的な学習の時間の学習内容と各教科、道徳科、外国語活動、特別活動を含めた全教育活動との相互の関連を図り、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や探究的な学習が行われるようにするとともに、この時間の学習が教科等の学習に生きる創意工夫を生かした指導計画の作成に努める。

(2) 学習指導と評価の工夫改善

- ア 目標及び内容に基づき、児童生徒の学習状況に応じて適切な指導や支援に努める。
- イ 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、まとめたり表現したりするなどの学習活動を探究的な学習の過程に位置付けるように努める。その際、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにする。
- ウ 探究的な学習の過程に、ICTを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫する。
- エ 探究的な学習の過程に、自然体験や社会体験等の体験活動を効果的に取り入れるよう努める。
- オ 児童生徒の様々な興味・関心や多様な学習活動に応えるため、グループ学習や異年齢集団による学習など適切な学習形態の工夫に努める。
- カ 各学校が設定した目標及び育成すべき資質・能力に基づいて、評価の観点を明確にし、創意工夫を生かした評価に努める。

(3) 学習環境の整備

- ア この時間に関わる教職員の指導体制を整備し、適切に役割を分担しながら、全教職員一体となった指導に努める。
- イ 学習活動を効果的に支援できるよう、学習空間の確保、学校図書館・情報環境の整備と活用を努める。
- ウ 家庭や地域の人々、社会教育施設、社会教育関係団体等との連携を図り、地域の教材や学習環境の積極的な活用に努める。

11 キャリア教育・進路指導の充実

学校教育では、児童生徒が将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくための能力や態度を育てることが重要である。

そのためには、教育活動全体を通して、児童生徒の発達の段階に応じた体系的なキャリア教育・進路指導の充実を図り、学ぶこと・働くことへの意欲を高めるとともに望ましい勤労観・職業観を育てていく必要がある。

(1) 推進体制の確立

- ア キャリア教育の内容、方法等についての研修を深め、全教職員の共通理解を図る。
- イ キャリア教育担当者や進路指導主事を中核に、校内の組織体制を整備し、体系的なキャリア教育を推進する。
- ウ 関係機関、各事業所及び異校種間の連携を図り、啓発的な体験活動を推進する体制の整備に努める。
- エ 保護者会、教育相談等の機会を十分に生かして、保護者のキャリア教育に対する関心を高め、協力体制の整備に努める。

(2) 指導計画の作成

- ア 児童生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことを目標に設定し、それぞれの活動を基礎的・汎用的能力と関連付け、キャリア教育が教育活動全体を通して推進されるよう全体計画を作成する。
- イ 義務教育9年間の系統性を踏まえるとともに、児童生徒の実態や発達の段階に応じた年間指導計画の作成に努める。
- ウ 特別活動の学級活動における「一人一人のキャリア形成と自己実現」を要とし、各教科等との関連を図った年間指導計画の作成に努める。

(3) 教育活動全体を通じたキャリア教育・進路指導の充実

- ア 特別活動、特に学級活動においては、児童生徒自らが自己の生き方についての考えを深めるとともに、自己実現を図ろうとする態度を養うことができるよう、学習指導要領に基づき、学年ごとに指導のねらいや指導内容を明確にして、発達の段階に応じた系統的な指導に努める。
- イ 総合的な学習の時間では、探究的な学習を通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習の充実に努める。
- ウ 道徳科、各教科、その他の教育活動においても、社会的・職業的自立に必要となる資質・能力を育成しようとする視点をもって指導に当たる。
- エ 適切な進路指導によって自己理解を深め、将来の社会生活や職業生活を通じた自己実現を図ろうとする態度を育成する。
- オ 家庭や地域社会との連携を図り、社会人を招へいしての講話や職場見学・体験、マイ・チャレンジ事業への参加等、啓発的な体験活動の充実に努める。
- カ キャリア・パスポート等の作成と活用を通して、自身の成長や変容を自己評価したり、将来の社会生活や職業生活を展望したりする活動に努める。

(4) 個に応じた指導の充実

- ア 児童生徒一人一人についての資料収集に努め、その活用を図る。
- イ 自らの意思と責任で自分の生き方、進路を選択できるよう、児童生徒の個性や適性に応じた進路選択と社会や集団への適応のための指導・援助を工夫する。
- ウ 適切な進路情報の収集に努めるとともに、進路指導資料室、相談室、進路コーナーの整備充実に努め、活用を図る。

12 国際教育の充実

グローバル化が進展し、日本と他国との相互依存関係が複雑に深化している現代社会においては、世界の中の日本人としての自覚や広い視野をもち、異なる文化をもった人々と共に生きていくための資質や能力、相手の立場を尊重しつつ自分の考えや意見を表現し、相互理解を深めるためのコミュニケーション能力が求められる。

そのためには、各教科等の目標と国際教育の目標との整合性を図り、教育活動全体を通じて系統的、発展的に推進していく必要がある。

(1) 国際教育推進の視点

- ア 日本や郷土の歴史、伝統、文化について理解を深め、それらを愛し、その発展に寄与する心情を高める指導に努め、優れた伝統を継承し、新しい文化を創造しようとする態度を育てる。
- イ 日本と異なる文化、伝統、価値観等を理解し、それらを尊重し受容する態度や異なる文化をもつ人々と共に生きていく態度を育てる。
- ウ 世界の中の日本人としての自覚を高め、自分の考えをしっかりと持ち、相手の立場を尊重しながら、主体的に表現できる自己表現力の育成を図る。

(2) 国際教育の推進体制の確立

- ア 国際教育の目標を明確にし、各教科等との関連を図り、明確な目標又は指導の視点を設定し、国際教育担当者を中心に、教育活動全体を通じて系統的、発展的に行われるよう努める。
- イ 帰国・外国人児童生徒教育については、共感的人間関係を基盤として学校生活への適応指導を行うとともに、外国における生活経験を生かすための適切な指導に努める。
- ウ 日本語指導が必要な児童生徒に対しては、一人一人の実態に応じた「特別の教育課程」による指導に努める。

(3) 体験的な学習や課題学習等の充実

- ア 日本と諸外国の共存関係や、地球的規模の環境問題等を身近な問題から認識させ、世界平和を希求する心を育てるとともに、体験的な学習や課題学習等を通して、国際社会に参画する態度の育成を図る。
- イ 帰国・外国人児童生徒との学び合いや、ALT等と交流する活動を通して、互いに理解し合う態度の育成に努める。
- ウ コミュニケーション能力の育成を重視した外国語教育を一層推進するために、基礎的・基本的な内容の定着を図り、ALTや特別非常勤講師等とのチーム・ティーチングを含めた指導方法の工夫に努める。
- エ ICT等を活用し、関係機関や諸外国の人々と情報を交換し合うなどの活動を通して、積極的に世界に目を向ける態度の育成を図る。

13 情報教育の充実

情報化が急速に進展する中、デジタル社会に主体的に対応できる資質や能力を児童生徒に身に付けさせるとともに、各教科等の目標を達成する際にICTを効果的に活用するなど、「教育の情報化」の推進に積極的に取り組まなければならない。

特に、「佐野市立学校 1人1台端末の効果的な活用に向けた指針」をもとに、1人1台端末を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる授業改善を通して、情報活用能力の育成を図っていくことが重要である。

(1) 推進体制の確立

- ア 情報教育の理念を踏まえ、情報化に対応した教育環境の実現に向けて、教職員一人一人が役割を担うよう校内組織の整備に努める。
- イ ICTの効果的な活用やプログラミング教育に関わる内容、情報モラル、著作権、情報セキュリティ等に関する校内研修を充実し、教職員の資質・能力の向上を図る。
- ウ 佐野市教育センターとの連携を図りながら、情報機器及びソフトウェア、学校Webサイト等の効果的な活用を図る。
- エ 「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」を踏まえ、インターネットや教育情報システムの適切な利用を図る。

(2) 情報教育の指導計画への適切な位置付け

- ア 各教科等の特質や児童生徒の実態を踏まえながら、情報教育に関わる内容を各教科等の指導計画に適切に位置付け、教育活動全体を通じて情報活用能力の育成を図る。
- イ 「佐野市立学校 1人1台端末の効果的な活用に向けた指針」内の「学年別スキル表」の内容、プログラミング教育に関わる内容、情報モラルについて、児童生徒の発達の段階に応じ教育活動全体を通じて適切な指導に努める。

(3) ICTを活用した学習活動の充実

- ア 佐野市教育センターとの連携を図りながら、児童生徒がICTを適切に活用できるようにするための学習活動の充実を図る。
- イ ICTを利用して教材の開発や各種情報の収集に努め、学習活動の工夫改善を図る。
- ウ 学びの保障を図るために、1人1台端末を積極的に活用する。
- エ ICTに関する研究学校の実践事例や佐野市教育センター調査研究委員会の成果等を生かしながら、1人1台端末等を効果的に活用した学習活動について研究を行う。
- オ 各教科等の特質、学習内容、学習の形態、児童生徒の実態等に応じて、ICTの他、映像資料等の視聴覚教材や教育機器の適切な活用を図る。
- カ 各教科等の指導を通して、プログラミング的思考の育成を図る。

(4) 情報モラルの育成

- ア 児童生徒が情報通信ネットワークを通じて他人や社会とよりよい関係を築けるように、インターネット上の犯罪や有害情報等の問題を理解し、情報手段を正しく活用するための判断力や態度を身に付けさせる。
- イ 児童生徒がインターネット利用によるトラブルに関わったり、巻き込まれたりしないように、守るべきルールやマナー、危険から身を守る注意事項等を最新の情報を基に指導するとともに、学校だよりや保護者会等で働きかけるなど、保護者との連携を図る。

14 環境教育の充実

様々な環境問題への取組が課題となっている現在、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じ、環境や環境問題への理解を深めさせ、人間と環境との関わりや人間の責任、役割について考えさせる必要がある。

そのためには、各学校の実態に応じて、環境教育に関わる内容を指導計画へ適切に位置付けるとともに、指導に当たっては、体験的な活動を重視し、家庭や地域社会と連携を図りながら指導の充実に努めなければならない。そして、人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに参画できる能力や態度を育成していくことが重要である。

(1) 指導計画への適切な位置付け

- ア 教育活動全体を通じて、各教科等との関連を図りながら、身に付けさせたい資質・能力を明確に位置付けて環境教育を推進する。
- イ 各教科等の特質に応じた環境教育に関わる内容を明確にし、指導計画の中に位置付け、学年に応じて特色を出したり、重点化を図ったりしながら指導の充実に努める。
- ウ 環境問題への取組は、全ての人間が主体的に関わるべき重要な課題であることを理解させるよう児童生徒の発達の段階に応じた指導計画の工夫に努める。
- エ 全教職員の共通理解を深めながら、児童生徒の発達の段階や地域の環境の特色等を踏まえ、E S D（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れるなどして取組の充実に努める。

(2) 体験的な活動の重視と実践的態度の育成

- ア 自然体験の機会を多くもち、守るべき自然がどのようなものであるかを発達の段階に応じて五感を通して感じられるような体験的な活動を重視する。
- イ 生活体験や消費者としての学習を通して、自らの日常活動が環境問題と関連していることに気付く豊かな感受性を育て、身近なところから行動しようとする心や実践的態度の育成に努める。

(3) 指導力の向上

- ア 環境教育に関する研修等を通して、環境に対する意識の高揚と指導力の向上に努める。
- イ 教材の開発や工夫に努めるとともに、指導方法の工夫改善を図る。

(4) 家庭や地域社会等との連携

- ア 地域の自然環境や社会環境に見られる環境問題に目を向け、自ら考え、主体的に関わり、よりよい環境づくりをしようとする態度を育てる。
- イ 環境問題解決のために、家庭や地域社会、関係機関等との連携を図るとともに、地域の人材・施設等の活用に努める。

15 小中一貫教育の推進

児童生徒の学力・学習の状況や体力の状況等から見られる課題、小学校から中学校への進学に際し、いじめの認知件数や、学校生活に不応適を起こしたり不登校に陥ったりする生徒数が増加するといった「中1ギャップ」などの課題、さらには、少子化による学校規模の小規模化に関連する課題などの解決を図りながら、心豊かで、自ら学び、たくましく生きる児童生徒の育成を図る必要がある。

そのためには、各学校は、家庭や地域社会と連携しながら、特色ある教育活動の充実を図るとともに、小学校段階から中学校段階への円滑な接続を図る教育活動を充実させることが重要である。

そこで、「小中一貫教育推進計画」及び各推進ブロックのグランドデザインに基づき、義務教育9年間を一体的に捉え、児童生徒の成長と学習の連続性を重視した教育を行うことで、義務教育修了時に必要とされる確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図る小中一貫教育を推進していく必要がある。

(1) 確かな学力の定着による主体性と創造性の育成を図る教育の充実

- ア 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得とそれらを活用した思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成を図る義務教育9年間を見通した系統的な指導を工夫する。
- イ 9年間継続した系統的な指導や家庭との連携による小中共通した指導を通して、児童生徒の学習習慣（家庭学習の定着を含む）の確立を図る。
- ウ 小学校段階における外国語活動・外国語、中学校段階における外国語(英語)の指導の連携により、外国語教育の充実を図る。
- エ 小学校5・6年生において、教員の専門性を生かした授業や、児童一人一人の学習状況に対応した授業を工夫する。
- オ 小中合同の研修会等を通して、小中共通の成果と課題を共有し、学習指導の重点化を図る。

(2) 豊かな人間性や社会性の育成、国際性の涵養を図る教育の充実

- ア 異なる年齢の児童生徒の交流学習の促進により、他人を思いやる心、規範意識や公共の精神などの育成を図る。また、「心のさのし合言葉」、「佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言」等を通じて、家庭や地域社会と連携を図りながら、心の教育の推進・充実に努める。
- イ 小中学校及び義務教育学校の教職員が児童生徒の情報を共有し、9年間継続したきめ細かい児童生徒指導体制を確立する。
- ウ 学校及び家庭・地域が連携し、体験活動の充実を図ることを通して、社会に参画する態度や地域に貢献する心などの育成に努める。
- エ 児童生徒の学ぶことや働くことへの意欲を高め、望ましい勤労観や職業観を育むため、9年間を見通した系統的なキャリア教育の充実を図る。
- オ 外国語教育の充実や総合的な学習の時間における国際教育の充実により、児童生徒の国際性の涵養に努める。
- カ 小中学生の交流を通して、中学生の責任感や自尊感情を高めるとともに、小学生には中学校生活に対する期待や中学生に対するあこがれの気持ちを育てるよう努める。

(3) たくましく生きるための体力と実践力の育成を図る教育の充実

- ア 児童生徒の更なる健康・体力増進を図るため、学校における健康・体力増進の取組を見直し、9年間を見通した系統的な指導となるよう工夫改善に努める。
- イ 栄養教諭、学校栄養職員等の専門性を生かすとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、9年間を見通した系統的な食育の推進に努める。
- ウ 「学校安全計画」及び「危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)」を小中学校及び義務教育学校の教職員が連携して見直し、共通理解の下に危機管理体制の充実と安全教育の充実を図る。特に、通学路危険箇所の点検と情報の共有を図るとともに、災害発生の際の具体的な避難場所や避難経路、児童生徒の引渡しについて、学校間で共通理解を図る。

事業内容

〈 令和8年2月現在 〉

1 学校教育課の事業

(1) 学校教育指導計画の作成

令和8年度学校教育に関する重点目標、努力点、具体策及び事業内容等を提示して、学校教育推進の方向を示す。

(2) 指導

ア 学校訪問

- 計画訪問 学校訪問指導計画により、学校を訪問して指導助言を行う。
- 要請訪問 学校の要請により、学校を訪問して指導助言を行う。
- 共同訪問 栃木県教育委員会事務局安足教育事務所の協力により、学校教育の諸問題について指導助言を行う。

イ 研究学校等への指導助言

- 英語教育強化事業（県教委指定）
 - ・北 中学校 令和7年度～令和9年度
 - 人権教育研究指定校（市教委指定）
 - ・界 小学校 令和6年度～令和8年度
 - ・南 中学校 令和7年度～令和9年度
 - ・石塚小学校 令和8年度～令和10年度
 - 学習指導研究推進校（市教委指定）
 - ・吉水小学校 令和8年度～令和10年度
 - ・あそ野学園義務教育学校 令和8年度～令和10年度
 - 事務処理の効率化(共同実施)に関する研究実践協力校（県教委指定）
 - ・北中学校 令和3年度～
 - キャリア教育推進事業（市教委指定）
 - ・全学校 令和8年度
 - 中学生マイ・チャレンジ事業（市教委指定）
 - ・全中学校及び義務教育学校（後期課程） 令和8年度
 - 外国人児童生徒教育拠点校（県教委指定）
 - ・小学校及び義務教育学校（前期課程） 4校 令和8年度
 - ・中学校及び義務教育学校（後期課程） 1校
- ウ 各研究会への指導助言

(3) 教科指導員、英語指導助手、日本語教室指導員による指導の充実

(4) さわやか教育指導員、さわやか健康指導員、特別支援学級支援員の配置

(5) 集録・指導資料等への助成

ア 理科研究展覧会発表会集録発行助成（3月）

(6) 準教科書等の給与

- ア 小学校第3・4学年児童用「わたしたちの佐野市」
- イ 小学校第5・6学年児童用「社会科資料集」
- ウ 小学校第5・6学年児童用「体育科資料集」
- エ 中学校第1・2・3学年生徒用「中学生生活と進路」
- オ 中学校第1・2・3学年生徒用「社会科資料集(歴史)」
- カ 中学校第1・2・3学年生徒用「美術科資料集」
- キ 中学校第1・2・3学年生徒用「体育科資料集」

2 佐野市教育センターの事業

(1) 教育についての調査研究に関すること

ア 調査研究事業

- 調査研究委員会

※2つの委員会を設置し、教育の諸問題に関する調査研究を実施する。

イ 諸検査実施委託事業

- 知能検査（7月）

※小学校及び義務教育学校第2学年児童対象

- 学力調査（12月）

※中学校第1学年及び義務教育学校第7学年生徒対象（国語、数学、英語、質問紙調査）

(2) 教育相談に関すること

ア 教育相談事業

- 教育相談員による教育相談
- 随時教育相談（教育センター所員が対応）
- 電話による教育相談（教育センター所員が対応）
- 不登校支援に関すること

・不登校支援企画「みんなのがくや」

・小中学生のためのオープンキャンパス～サノタンからの招待状～

・不登校支援フォーラム

イ 不登校児童生徒支援教室運営事業

- 不登校児童生徒一人一人に合った活動を実施しながら、社会的自立の基礎となる力を身に付けるための指導や支援を行う。

ウ 心の教室相談員活用事業

エ スクールソーシャルワーカーの活用

オ スクールカウンセラー等活用事業

(3) 教育振興に関すること

ア 情報教育に関すること

- 教育DX推進事業
- 学校安全情報共有システム実施事業
- ICT環境維持管理事業

イ 特別支援教育に関すること

- スクリーニング・サポート事業
- 就学相談
- 巡回相談の実施
- 通級による指導に関する手続及び指導・助言
- 特別支援教育コーディネーター連絡会議の開催
- 教育支援委員会への協力

ウ 教職員の研修に関すること

- 教職員の指導力向上事業
 - ・教職員を対象とした研修の企画・運営等
- 教育講演会開催事業
 - ・教育会との共催による教育講演会（8月）

(4) その他

ア 所報作成事業

- 教育センターだよりの発行（年3回）

3 主な会議・研修等

(1) 会議

名称	開催月等
校長会議	定例：4月から2月まで毎月1回 臨時：10月、11月、1月、3月
教頭・副校長会議	年間3回（4月、6月、2月）
人権教育主任会議	5月、11月、1月
学校給食主任会議	4月
小中英語担当者会議	年間2回
日本語教室担当者会議	年間4回
特別支援学級及び通級による指導教育課程説明会	4月
特別支援教育コーディネーター連絡会議	6月
通級による指導連絡会議	6月
通級による指導担当者会議	4月、12月

(2) 研修等

名称	開催月等
新任校長研修会	7月 新任校長対象
主幹教諭・教務主任研修会	10月 主幹教諭・教務主任対象
学習指導主任研修会	6月 学習指導主任対象
人権教育研修会 I	年1回 校長対象
英語授業研究会	年1回
英会話研修	年1回 小・義（前）対象
幼小連携教育研究会	11月 教育会との共催
学校給食主任研修会	9月
衛生管理者・衛生推進者研修会	7月 衛生管理者・衛生推進者対象
初任者等研修会	7月 初任者等対象
教育講演会	8月 市内全教職員対象 教育会との共催
学級経営研修会	夏季休業中 受講希望者対象
情報教育研修会	夏季休業中 受講希望者対象
教育相談研修会	夏季休業中 受講希望者対象
特別支援教育研修会	夏季休業中 受講希望者対象
パワーアップ研修講座	8回程度 受講希望者対象
I C T活用研修	10回程度 受講希望者対象

こどもの街宣言

あすの佐野市を担い支えるすべてのこどもの素晴らしい未来のために、親が、家庭が、学校が、地域社会が、こどもを大切に育て、見守り続けるこどもの街を宣言します。

こどもは、人間として尊重される。

こどもは、よい環境で育てられる。

こどもは、自由に意見をいい、社会に参加する。

- 1 すべてのこどもは、^{いのち}生命を大切にする優しいまなざしに包まれ、すこやかに育てられる。
- 2 すべてのこどもは、真心あることばと愛情の中で、夢と希望をもち続けられるように育てられる。
- 3 すべてのこどもは、安全と安心を願う地域社会のきずなの中で、のびのびと育てられる。
- 4 すべてのこどもは、豊かな自然と街が調和した美しい環境の中で、清らかな心がみがかれ育てられる。
- 5 すべてのこどもは、遊びや生活の中で歴史と伝統を学び、おたがいの文化を理解する心が育てられる。
- 6 すべてのこどもは、ふるさとを支え、喜びを分かち合える大人になるように育てられる。

平成 19 年 3 月 22 日告示 佐野市

佐野市は、こどもたちと共にすばらしい未来をはぐくむことを信じ宣言しました。

令和8年度 佐野市学校教育指導計画

令和8年 4月

発行 佐野市教育委員会

編集 佐野市教育委員会

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3107

FAX 0283-20-3032

E-mail kyouikushidou@sano.ed.jp

URL <http://www.city.sano.lg.jp>

佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言

いじめを「しない」「させない」「みのがさない」

一、わたしたちは 相手の立場になって考え
自分がされていやなことは 絶対にしません

一、わたしたちは 誰とでも 笑顔であいさつをし
仲間外れを 許しません

一、わたしたちは いじめを見つけたら
身近な人に すぐ相談します

一、大人は 子どもたちの心を受け止め
認め合う地域をつくり 子どもたちを 守ります

平成26年8月26日採択

いじめゼロさのまるサミット実行委員会



心のさのし合言葉

さわやかに

返事・あいさつ・明るい笑顔

のびる子は

早寝・早起き・朝ごはん

しっかりと ルール守って

安全・安心まちづくり

佐野市・佐野市教育委員会

平成18年 選定